

## 名刺用青汁マイスター®ロゴ使用規定

『青汁マイスター®』資格 認定試験の合格者は、名刺に“名刺用青汁マイスター®ロゴ”（以下、「名刺用ロゴ」という。）を使用することが可能です。ただし、名刺以外のもの（例：商品など）に使用することはできません。

名刺用ロゴを使用する際には、指定のロゴをご使用ください。デザインの変更は認められておりません。

（規定詳細）

- ・文字をばらして、もしくは追記して使用しないこと
- ・名刺用ロゴの縦横の比率を変更しないこと
- ・名刺用ロゴの色調を変更しないこと

なお、名刺用ロゴの使用によって発生した損失補償等について、青汁マイスター協会は一切の責任を負いません。

<名刺用青汁マイスター®ロゴ>

【カラー】



【モノクロ】



※青汁マイスター協会ホームページ (<https://www.aojiru-meister.jp/>) より上記ロゴをダウンロードして使用ください。なお、JPEG、ai データをご希望の方は青汁マイスター協会までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 一般社団法人青汁マイスター協会

■問合せフォーム■

<https://aojiru-meister.jp/tel.html>

■LINE 公式アカウント■



<名刺用ロゴ禁止使用例>

【縦横比率の変更】



【文字の追加】



【色調の変更】



※『青汁マイスター』は登録商標です。